る場合には法人名の前に「第二種適格電気通信事業者」と記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

第40条の４の５第１項第５号ロに規定する特別支援区域整備・役務提供計画を以下のとおり定めます。

１　計画の概要

（　年　月　日時点）

地域名	役務の細目	目標とする電気通信回線設備の規模	役務提供開始時期	備考
	第14条の３第１項第１号に掲げるもの			
	第14条の３第１項第２号に掲げるもの			
	第14条の３第１項第３号に掲げるもの			
	合　計			

注１　地域名の欄には、第40条の８の２第２項の規定により総務省のホームページに掲載する町又は字の名称等を記載すること。

２　目標とする電気通信回線設備の規模の欄には、世帯カバー率を記載すること。

３　合計の欄には、提供する全ての第二号基礎的電気通信役務で提供可能な電気通信回線設備の規模（重複するカバー世帯を除いた世帯カバー率）の目標を記載すること。

４　役務提供開始時期の欄には、地方公共団体が所有する電気通信回線設備を譲り受ける場合に当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期又は地方公共団体が所有する電気通信回線設備を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置した場合に当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期のいずれか又は双方を記載すること。

５　備考欄には、地方公共団体が所有する電気通信回線設備を譲り受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行う場合又は地方公共団体が所有する電気通信回線設備を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「民間移行等」と記載すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　計画の詳細

注１　既に公表している類似の計画があれば、添付すること。

２　総務大臣に提出した直近の計画から変更があつた場合は、新旧対照及び変更理由を明示すること。

第40条の４の５第１項第５号ロの規定により、特別支援区域整備・役務提供計画書を定めます。

１　計画の概要

地域名	役務の細目	達成すべき電気通信回線設備の規模	光ファイバ等の整備時期	公設光ファイバ等の譲受等時期	役務提供開始時期	備考
	第14条の３第１項第１号に掲げるもの					
	第14条の３第１項第２号に掲げるもの					
	第14条の３第１項第３号に掲げるもの					
	合　計					

注１　地域名の欄には、原則として第40条の８の２の規定により定める町又は字名を記載すること。

２　達成すべき電気通信回線設備の規模の欄には、目標とする電気通信回線設備の規模を記載すること。

３　合計の欄には、第14条の３第１項第１号から第３号までの電気通信役務のいずれかが提供可能な電気通信回線設備の規模の目標を記載すること。

４　光ファイバ等の整備時期の欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。

５　公設光ファイバ等（地方公共団体及び他の電気通信事業者が設置する光ファイバ等）の譲受等時期の欄には、地方公共団体等が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合の当該電気通信回線設備を譲受することが見込まれる時期又は地方公共団体等が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。

６　役務提供開始時期の欄には、新たに電気通信回線設備を整備又は譲受等する場合に、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期を記載すること。

７　備考欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「新規整備」と記載するとともに、新たに設置する電気通信回線設備の規模を記載し、及び新たに設置する電気通信回線設備の規模、地方公共団体等が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信